

使用料・手数料



使用料については、原則として現行のとおりとします。

区分	相模原市	城山町	新市
公民館使用料	無料	有料	現行どおり
スポーツ施設使用料 (テニスコート等)	有料	有料	現行どおり

有料施設については、利用団体等の条件により、減免措置があります。なお、合併後、新市において料金、減免措置等について検討します。

手数料については、原則として、相模原市の制度に統合します。(1通あたり)

区分	相模原市	城山町	新市
住民票の写し・ 印鑑登録証明書	300円		300円
戸籍の謄本・抄本	450円		450円

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険料の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。

国民健康保険税(年額)

区分	相模原市	城山町	新市	
所得割	医療分	5.76%	6.65%	相模原市の制度に統合します。
	介護分	1.15%	1.18%	
資産割	医療分	10.00%	35.03%	
	介護分	2.60%	8.76%	
均等割 (1人あたり)	医療分	22,500円	22,660円	
	介護分	5,100円	7,200円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,800円	19,810円	
	介護分	5,400円	4,400円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	306,600円	349,300円	
	介護分	53,300円	57,000円	
	合計	359,900円	406,300円	

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

【モデルケース】

加入者数3人(45歳の夫、38歳の妻、12歳の子)
夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し
固定資産税額 50,000円(夫名義で25,000円、妻名義で25,000円)

障害福祉

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方へも支給されます。

区分	相模原市	城山町	新市
重度心身障害者等福祉手当(月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

【対象者】

(重度)

- ・身体障害者手帳が1級・2級の方
- ・知能指数が35以下の方
- ・身体障害者手帳が3級かつ知能指数50以下の方

(中度)

- ・身体障害者手帳が3級の方
- ・知能指数が40以下の方
- ・身体障害者手帳が4級かつ知能指数50以下の方

福祉タクシー・自動車燃料費助成

福祉タクシー・自動車燃料費助成は相模原市及び城山町でそれぞれ実施していますが、助成内容が異なるため、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新市
助成内容 (いずれか1つを選択)	タクシー券(年額) 36,000円 自動車燃料券(年額) ・本人が運転かつ所有 24,000円 ・家族が運転又は所有 12,000円	タクシー券(年額) 36,000円 ガソリン券(年額) 36,000円 バス共通カード(年額) 36,000円	相模原市の制度に統合します。
	対象者	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児慢性特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	

合併時に城山町で対象としている身体障害者手帳3級、リウマチ患者及び自立支援医療(精神通院)を利用している方については、経過措置として、合併後1年間に限り支給されます。

環境保全

公園の維持管理

相模原市では市民による自主的な公園の維持管理を推進するため、街美化アダプト制度を導入しています。一方、城山町では直営で管理しています。合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新市
街美化アダプト活動支援費	算出基準(年額) 【清掃、除草】 19,000円 + 1,500円 × (面積 - 0.01ha) × 100 【清掃のみ】 11,400円 + 900円 × (面積 - 0.01ha) × 100	無	相模原市の制度に統合します。

介護保険

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。
また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。
介護保険料(年額)

区分	相模原市	城山町	新市
第1段階	19,200円	22,680円	相模原市の制度に統合します。
第2段階	24,000円	22,680円	
第3段階	33,600円	34,020円	
第4段階	48,000円	45,360円	
第5段階	57,600円	56,700円	
第6段階	72,000円	68,040円	
第7段階	84,000円	72,570円	
第8段階	96,000円	79,380円	

- 第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税
- 第2段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
- 第3段階 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超
- 第4段階 本人が住民税非課税
- 第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満
- 第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満
- 第7段階 本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満
- 第8段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上

高齢者福祉



生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。
高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区分	相模原市	城山町	新市
高齢者大学	4学部37学科(定員1,200人) 各学科年間24回開催	無	相模原市の制度を適用します。
高齢者スポーツ大会	無	年1回	現行どおり

はり・きゅう・マッサージ施術料助成

在宅高齢者及び被爆者手帳の交付を受けている方に対するはり・きゅう・マッサージ施術にかかる助成については、相模原市のみで実施されています。合併後は相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も相模原市民と同じように受けられるようになります。

区分	相模原市	城山町	新市
助成金額	2,000円/月	無	相模原市の制度を適用します。

寝具消毒乾燥事業

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、城山町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	城山町	新市
対象	65歳以上のねたき高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたき高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒(丸洗い) 年3回 乾燥 年3回	無	消毒(丸洗い) 年3回 乾燥 年3回

市民生活

自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	新市
広報紙の配布	新聞折込(1日・15日号)	1日号~自治会配布 15日号~新聞折込	新聞折込(1日・15日号)
自治会運営助成	1 均等割額...9,000円 世帯割額...200円	均等割額...35,000円 世帯割額...244円 自治会館火災保険料...35,000円 自治会館運営費...50,000円	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
集会所建設等助成	2 土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り	2 建物の新築経費の1/3 建物の増改築経費の1/2 身障者に配慮した建物の増改築経費の2/3 建物の付帯設備整備経費の1/2	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
防犯灯助成	3(設置)設置費の90% (電気料)電気料の90% (維持管理)700円/灯	(設置)直接、町が設置 (電気料)町が負担 (維持管理)800円/灯	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。

- 1 運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です。
- 2 集会所建設等助成制度には、対象面積(相模原市のみ)や助成額に制限があります。
- 3 防犯灯設置費補助金には、限度額があります。

清掃事業



津久井郡広域行政組合の解散(平成18年3月19日)により、城山町の生活系ごみ・資源の収集や尿のくみ取り等は、相模原市が事務の委託を受けて実施していますが、合併後はその業務は新市に引き継ぎます。

生活系ごみの収集

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、城山町に係る収集回数等は現行どおりとしますが、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する方向で見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	新市
収集頻度	一般ごみ...3回/週 資源...1回/週	可燃ごみ...2回/週 不燃ごみ...1回/週 資源...1回/月	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。